

外国籍のお客様の今後のお取引についてのご案内

2025年1月

いつも帯広信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、当金庫ではマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関する取組みとして、普通預金規定第12条2項に基づき、在留資格や在留期間を更新された場合はこれをお届けいただくこととしております。

今後、在留期間を更新されるお客様におかれましては、更新後の「在留カード」のほか通帳・お届け印鑑等をご持参のうえ、すみやかにお近くの当金庫本・支店窓口にてお届けいただきますようお願い申し上げます。

なお、2025年3月より在留期間満了日までにお届けをいただけない場合は、法令等で全金融機関に求められておりますお取引を制限させていただく対応となってまいります。

お客様にはご不便をおかけすることがございますが、趣旨をご理解いただくとともに、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本件に関する問い合わせについて
帯広信用金庫
お客様サポート室
電話 0155-67-5498